

## 資料 2 : 各都道府県等にご対応いただきたい事項

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（以下、「法」という。）第 5 条に基づく関係地方公共団体の責務や、法第 12 条・第 13 条に基づく関係地方公共団体の役割、カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を踏まえ、各都道府県等におかれましては、カネミ油症患者の支援等に関して、引き続き御協力をいただくようお願いいたします。

### 1. 健康実態調査の実施（基本指針第三）

平成 25 年度から患者の居住地の都道府県に委託して健康実態調査を実施しているところ、平成 30 年度についても、下記のとおり、御協力をお願いします。



#### ①調査票の送付

- 平成 30 年 3 月 31 日時点で把握している認定患者に対して、4 月 1 日に調査票の送付をお願いします。（年度内に予算が成立しない場合は、成立後速やかに送付をお願いします。）
- 必要に応じ、要介護者等への調査票の記入の介助等をお願いします。
- 送付する調査票には、患者コード(8 桁)を記載してください。

以前に回答したことがある方 既に付与されている患者コードを継続して使用

今年度、初めて回答される方 都道府県番号(2 桁)+任意番号(2 桁)+(4 桁)の患者コードを新たに付与

※ 任意番号は必要に応じて市町村の番号を振り、不要な場合は 00 としてください。

#### ②調査票の回収及び厚労省への提出

- 6 月末を患者からの提出の〆切として調査票の回収を行ってください。また、実施要領で定める様式に従い、対象者情報の入力を行ってください。
- 調査票及び対象者情報の様式（※）を、7 月末までに厚生労働省へ提出してください。

※ 実施要領上、様式の提出は CD-R 等となっておりますが、メールによる電子データ送付でも差し支えありません。その際には、電子データにパスワードを設定するなど、個人情報保護への御配慮をお願いします。

### ③健康調査支援金の支払い

■ 健康調査支援金について、従来は調査票の確認後 9 月末までの支払いを依頼していましたが、三者協議での患者の御意見を踏まえ、出来るだけ速やかに（遅くとも 9 月末までに）支払っていただけるようお願いいたします。

なお、同一県内に居住する家族に対する支払いについては、同一時期とするなど可能な限り御配慮をお願いします。

■ 生活保護費受給者については、「カネミ油症患者に対する健康調査支援金等の生活保護制度上の取り扱いについて」（平成 25 年 6 月 28 日付厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長・社会援護局保護課長通知）を参照してください。参考資料  
12 p.70～

## 2. 認定について（基本指針第四）

油症治療研究班により、平成 24 年 12 月 3 日付けで診断基準が見直されたことに伴い、下記のとおり、引き続き御協力をお願いします。

### ①認定全般について

■ 法に基づく支援措置等の対象となる認定患者数については、平成 30 年 3 月 31 日付けの情報について、4 月以降に調査をお願いする予定ですので、貴県管下市町村において保有する住民基本台帳情報との突合を行うなどによって、正確な数値の把握及び報告に御協力をお願いします。

■ 新たに認定の申請があった場合には、必要に応じて油症治療研究班による油症患者診定委員会に委託し、認定を行っていただくようお願いいたします。

■ 各都道府県から申請者へ認定結果を通知する際には、カネミ倉庫(株)からの案内（認定患者への見舞金や医療費の支払い等について）を同封することに、御協力をお願いします。

※ 従前は、カネミ倉庫(株)の担当者が居住地に出向いて説明していたが、迅速に、一括して情報提供を行うため。

■ カネミ倉庫(株)に新規認定患者の情報を伝達する際には、予め本人の同意を得るなどの御配慮をお願いします。

- 患者や、患者の家族であることを、他の家族等に秘密にしているため、本人宛ての郵便物の送付等を希望しない方がいることから、こうした情報を得ている場合は特段の配慮を行うとともに、今後の連絡に当たっても、申請者の希望を確認するなどの配慮をお願いします。
- 各都道府県管内に居住する患者が転居したことを把握した場合には、転居先の都道府県への情報提供をお願いします。

## ②同居家族認定

- 同居家族認定の周知のため、平成 30 年度の健康実態調査の送付の際に、周知や申請手続の案内のための書類を同封してください。その他、検診や相談対応などの機会や、広報誌やホームページ等を活用して、周知等に努めてください。[参考資料 2 p.2～](#)
- 同居家族認定の申請の際に必要な医師意見書について、医師会への協力依頼を行う際には「診断基準の拡大による新たな患者認定の際の意見書作成及び油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について」（平成 24 年 12 月 12 日付厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長通知）を参照してください。[参考資料 13 p.72～](#)

## 3. カネミ油症検診の実施（基本指針第四）

- 油症検診は、厚生労働省の補助のもと、平成 9 年度までは関係自治体が主体となって実施していましたが、平成 10 年度以降、予算が一本化され油症治療研究班に、関係自治体が参画して実施しています。
- 各都道府県におかれては、油症治療研究班と連携して、必要な検診体制の整備をお願いします。検診希望日程の調整に際しては、複数の候補日程や場所を提示するなど、検診の利便性を高めるよう調整をお願いします。
- 本年 1 月 20 日に開催された第 11 回三者協議においても、患者から以下の 3 点について御要望があったため、引き続き検診体制の整備をお願いします。

検診に関する御要望（第 11 回三者協議）：

- ①平日だけでなく、休日にも受診できるよう検診日程の調整をお願いしたい。
- ②歯科検診は毎年度受診できるよう、診療科目の調整をお願いしたい。
- ③事前に予約を行わなかった場合にも対応できるよう、人数枠を柔軟に設定してほしい。

- 検診日程の調整や結果の返却に際しては、都道府県から対象者に対して、油症治療研究班の研究結果（油症ニュース等）を同封するなど、受診者への情報提供の充実をお願いします。
- 未認定者が検診を受診した場合は、懇切丁寧に対応してほしいとの患者の御要望もあるので、御配慮をお願いします。また、必要に応じて、油症治療研究班による油症患者診定委員会を活用し、認定審査を行っていただくようお願いします。
- 健康実態調査において、検診に関する案内があれば検診を受診したいとの回答された方がみられたことから、平成 30 年度の健康実態調査の送付の際に検診の案内を同封するなど検診の周知について御協力をお願いします。

#### 4. 受療券利用可能医療機関の拡大（基本指針第五）

- 基本指針において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」とされています。
- 平成 28 年度の健康実態調査で、患者が利用を希望する医療機関を調査し、その結果を踏まえ、今年度は、関係自治体の協力を得て、新たに 87 医療機関で受療券の利用が可能となりました。
- 平成 30 年度においても引き続き、患者が利用を希望する全ての医療機関への要請を行うこととしたいと考えています。追って、個別の医療機関に対する受療券の利用に係る要請について、対象医療機関が所在する都道府県及び医師会に対して、協力依頼を送付したいと考えているので、御協力をお願いします。
- なお、患者が油症患者受療券を利用した場合の診療報酬に係る明細書に関し、保険医療機関は、一部負担金等の支払いがない方についても、求められたときは、明細書を無償で発行しなければならないとされていますので、ご了承ください。

#### 5. 情報の収集及び提供、相談支援の推進（基本指針第六、第七）

##### ①情報の収集及び提供

- 基本指針において、「国は、引き続き、油症治療研究班を通じて、カネミ油症の症状、治療等に関する情報の収集を行うとともに、今後は油症治療研究班に蓄積される最新の研究成果、医学的知見及び医師の治療の参考となる症例集を、全国の医療機関に対して、インターネット等により速やかに情報提供を行う」とされています。

- 平成 25 年度の油症治療研究班において、医療従事者向けの啓発パンフレットを作成したところです。また、医療従事者への的確な普及啓発等のため、平成 28 年 12 月に厚生労働省ホームページのレイアウトを改善しているため、これらを活用し、引き続き、都道府県医師会や医療機関への周知をお願いします。

## ②相談支援の推進

- 基本指針において、「国は、引き続き、関係都道府県と連携して、カネミ倉庫(株)による医療費の支払等に関するカネミ油症患者からの相談に対応していく」とともに、「国は、希望するカネミ油症患者が健康相談をすることがきる体制の充実を図る」とされています。
- 油症患者からは、カネミ倉庫(株)からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談をしたいとの要望があること等から、都道府県において、油症相談支援員及び従前からの油症治療研究班における相談体制を活用するなどして、こうした相談にも御対応ください。
- 油症相談支援員を設置している自治体は平成 30 年 1 月末現在、広島県、高知県、福岡県、長崎県となっています。都道府県で設置をした場合には、その経費について国から予算措置を行うこととしています。油症相談支援員の設置について、引き続き御協力をお願いします。

## 6. 正しい知識の普及啓発（基本指針第七）

- 基本指針において、「国及び関係地方公共団体は、法の趣旨に基づき、カネミ油症に関する理解が深まるよう、カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発に努める」とされています。
- カネミ油症に関する正しい知識の普及を図るため、国において設置したカネミ油症に関するホームページでは、様々な情報を掲載・リンクするなどして、ポータルサイトとして活用しています。  
こうした情報や、地域の特性に応じた取り組み等についても、各都道府県の広報誌やホームページ等を通じて、周知等をお願いします。